

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	ものづくり・DX等推進事業補助金
担当部署	都市整備部 産業課 商工係
担当者名	原田、大久保
補助対象	町内に事業所を有する中小企業者等が実施する、新製品・新技術の開発、デジタル化への取組、販路開拓、人材育成、産業財産権取得事業に対し、補助金を交付します。
規程等	ものづくり・DX等推進事業補助金交付要綱(案)
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	<p>補助対象事業</p> <p>(1)新製品・新技術開発着手事業 新製品・技術開発を実施する前の市場調査や原材料選定等の技術的課題の検討に係る経費</p> <p>(2)新製品・新技術の開発事業 独自または他企業や大学等と連携して行う実用化の見込みのある新製品・新技術の試作、調査、研究開発に係る経費</p> <p>(3)DX推進事業</p> <p>①デジタル化推進事業</p> <p>ア デジタル技術を活用した経営戦略の設計やデジタル技術導入に伴うコンサルティングに係る経費</p> <p>イ デジタル技術を活用した生産プロセス、業務プロセスの改善・見直し及び技術承継の課題解決に係る経費に係る経費</p> <p>②IT ツール導入支援事業 IT ツールの導入による業務効率化、働き方改革、生産性向上、非接触型への転換等への取り組みに係る経費</p> <p>(4)販路開拓支援事業 販路拡大を目的とした自社製品・技術等を広く周知・宣伝するための経費</p> <p>①オンラインも含めた見本市や展示会等の出展に係る経費</p> <p>②カタログ・パンフレット・動画等の作成に係る経費</p> <p>③ホームページ作成に係る経費</p> <p>④ECサイトの作成に係る経費</p> <p>(5)人材育成支援事業</p> <p>①従業員の資質向上のために行う講習会等の開催又は参加に要する費用</p> <p>②資格取得に伴う費用</p> <p>(6)産業財産権取得事業 特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権の取得に係る費用(出願料、出願審査請求料、弁理士費用、調査費用など)</p>

補助の必要性(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)

最先端技術の活用と多様な連携を推進するとともに、新製品・新技術の開発を促進し、イノベーションの創出及び産業の活性化を図ります。また、デジタル化への推進や販路開拓支援、人材育成、産業財産権取得事業に対し支援を実施し、町内中小企業者等の経営力向上につなげます。

補助金額及び補助割合

(1)新製品・新技術開発着手事業 2/3 上限10万円

(2)新製品・新技術の開発事業 独自:2/3以内 上限100万円
連携:2/3以内 上限150万円

※審査会で内容を審査し、段階的に上限額を設けます。

(3)DX推進事業

①デジタル化推進事業

ア 2/3 上限20万円

イ 2/3以内 上限150万円

※審査会で内容を審査し、段階的に上限額を設けます。

②IT ツール導入支援事業 2/3 上限5万円

(4)販路開拓支援事業 1/2 上限10万円

(5)人材育成支援事業 1/2 上限10万円

(6)産業財産権取得事業 1/2 上限10万円

実施期間

令和4年4月1日から

その他

財源は、地域産業活力創出支援事業(区市町村の地域産業活性化計画事業に対する補助事業補助金)【東京都】

(1)要件事業のメニューに「多様な主体との連携により地域の産業力を強化する取組」と合わせ「感染症や自然災害などの発生による社会経済活動の大きな変化や社会構造の改革への対応」が含まれていること。

(2)補助率 1/2

(3)支援期間 最長3年間

(4)その他

①区市町村は地域産業活性化計画を策定し、都の承認を受ける必要がある。

②新規事業、又は既存事業のうち実施規模の拡大など拡充を十分に図った事業が対象。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金
担当部署	住民部 環境課 環境係
担当者名	山口 晃弘
補助対象 瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱 第3条 町長の定める地域内において、専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者 (2) 補助事業の期間内に合併処理浄化槽を設置することができない者 (3) 販売の目的で、合併処理浄化槽付専用住宅を建築(改築を含む。以下同じ。)する者(以下「建築者」という。)。ただし、居住の目的で、当該専用住宅を購入する者(以下「購入者」という。)がいる場合は、購入者に代り、補助金交付の対象者となることができる。 (4) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 (5) 合併処理浄化槽の処理水の放流方法について、関係者の承諾又は同意を必要とする者で、これらが得られない者 (6) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日付け厚生省浄化槽対策室長通知)に適合しない構造の合併処理浄化槽を設置する者 (7) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会及びその会員である一般社団法人東京都浄化槽協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象になるものについては、同制度に基づき保証登録されていない浄化槽を設置する者 (平成9告示87・一部改正)	
規程等 瑞穂町補助金等交付規則 瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱 東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱 (国)浄化槽市町村整備推進事業実施要綱	
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること) この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町長の定める地域内において、専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、設置費用の一部を補助するものです。	
補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること) 町では河川の水質汚濁を防止し、生活環境を保全するため、公共下水道整備を推進しているところですが、公共下水道が未整備の地域には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用しているご家庭があります。河川の水質を悪化させる大きな要因の1つが、洗濯、お風呂などで使われた生活雑排水の流入によるものです。 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促し、公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行う必要があります。	

補助金額

補助金額については、瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金交付に係る実施要領にて定めていますが、東京都浄化槽設置事業補助金交付に係る実施要領で定める基準額に合わせて以下のように改めます。

現行

5人槽	444,000円
6～7人槽	486,000円
8～10人槽	576,000円
11～20人槽	1,092,000円
21～30人槽	1,860,000円
31～50人槽	2,496,000円
宅内配管工事	300,000円

改正案

5人槽	384,000円
6～7人槽	462,000円
8～10人槽	585,000円
11～20人槽	1,092,000円
21～30人槽	1,860,000円
31～50人槽	2,496,000円
宅内配管工事	300,000円

※補助割合は市町村負担1/2、東京都助成1/2

実施期間

令和4年4月1日

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 朋代
補助対象	
<p>(1)保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所等に勤務する職員(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除きます。) ・対象施設:町内にある認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 計12園 <p>(2)放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:放課後児童クラブに勤務する職員(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除きます。) ・対象施設:町内にある学童保育クラブ 計6カ所 	
規程等	
<ul style="list-style-type: none"> ・町:瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱(案) ・国:令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱 	
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	
<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:市区町村 ・内容:令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、必要な費用を補助 ・要件:①令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること ②賃金改善に係る計画書を作成し、職員に周知すること ③補助額は、職員の賃金改善及びそれに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること ④賃金改善の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善をはかること ⑤改善をはかる賃金項目以外の項目の水準を低下させていないこと ⑥令和4年10月以降、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること など 	
補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	
<p>新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士、幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3パーセント程度引き上げるための事業を実施する施設に対し、補助金を交付する。</p>	
補助金額	
<p>(1)保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定方法:①賃金改善部分 補助基準額×年齢別平均利用児童数(見込)×事業実施月数 	

②国家公務員給与改定対応部分

補助基準額×年齢別平均利用児童数(見込)×事業実施月数

※補助基準額とは、国から示された地域・定員・年齢区分ごとに分けられた金額です。

(2)放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業

・算定方法:補助基準額11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数

補助割合

国10/10

実施期間

令和4年2月から令和4年9月まで

その他

・令和4年10月以降の処遇改善に係る補助は、特定教育・保育施設等は公定価格で、放課後児童支援員等は、子ども・子育て支援交付金で、財源が確保される見込です。



瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

〔令和4年1月 日〕
〔告示第 号〕

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応及び少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士、幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3パーセント程度引き上げるための措置を実施する施設に対し、補助金を交付することを目的とする。

(対象施設)

第2条 補助の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、町の区域内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(町が設置する施設を含む。)
- (2) 法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所
- (3) 法第30条第1項第4号に規定する特例保育を実施する施設

(対象職員)

第3条 補助の対象となる処遇改善を行う職員(以下「対象職員」という。)は、補助対象施設に勤務する職員(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。)とする。

(補助対象事業及び経費)

第4条 町長は、処遇改善臨時特例事業(令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知別紙「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱(以下「国交付要綱」という。)」3

(1)の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業をいう。以下同じ。)を実施するための次に掲げる経費を予算の範囲内で交付する。

- (1) 令和4年2月から同年9月までの間、対象職員に対して3パーセント程度(月額9,000円程度)の賃金改善を行うため

に必要な経費（以下「賃金改善部分」という。）

- (2) 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための経費（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）

(補助要件)

第5条 補助対象施設が補助を受けるためには、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 原則として、令和4年2月から対象職員に対する賃金改善（雇用形態、職種、勤続年数、職責等が処遇改善臨時特例事業の実施年度と同等の条件の下で、処遇改善臨時特例事業の実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることという。）を実施すること。
- (2) 処遇改善臨時特例事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下第3号及び第6号において同じ。）に係る計画書を作成し、及び計画の具体的な内容を対象職員に周知すること。
- (3) 処遇改善臨時特例事業による補助額は、対象職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。ただし、法定福利費等の事業主負担分については、次の算式により算定した金額を標準とすること。

<算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷
「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

- (4) 処遇改善臨時特例事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び同年3月分については、この限りでない。
- (5) 処遇改善臨時特例事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

- (6) 令和4年10月以降においても、処遇改善臨時特例事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げにかかわらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。
- (8) 処遇改善臨時特例事業による賃金改善については、公定価格における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善額及び支払賃金には含めないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次により算定された額とする。

- (1) 別表1種目の欄に定める種目ごとに、同表2基準額の欄に定める基準額と同表3対象経費の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により算定された額に別表4補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

(交付申請)

第7条 処遇改善臨時特例事業を実施しようとする補助対象施設の運営を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、町長が指定する日までに、瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 年齢別平均利用児童数（見込み）及び交付額算定表（様式第1号付表）
- (2) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（令和3年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別紙「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）」別紙様式1）
- (3) 賃金改善内訳（職員別内訳）（国実施要綱別紙様式1別添1）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第 8 条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、その適否を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、不適当と認めるときは瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助対象事業者に通知する。

（交付請求）

第 9 条 前条に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付請求書（様式第 4 号）により、町長に当該補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 町長は、前条の規定による請求があつたときは、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、当該年度の処遇改善臨時特例事業完了後、速やかに、瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（国実施要綱別紙様式 2）
 - （2）賃金改善内訳（職員別内訳）（国実施要綱別紙様式 2 別添 1）
 - （3）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 5 号別紙）
 - （4）前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- （交付額の確定）

第 12 条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、当該報告に係る処遇改善臨時特例事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金額確定通知書（様式第 6 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事故報告等）

第13条 補助事業者は、処遇改善臨時特例事業が予定期間内に完了しないとき、又は処遇改善臨時特例事業の遂行が困難になったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を処遇改善臨時特例事業以外の目的に使用したとき。
- (3) 賃金改善の内容が第5条に規定する補助要件を満たさないことが確認されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(返還)

第15条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、実績額を超える補助金が交付されているときは、期限を定め、その超える部分について返還させることができる。

(帳簿及び関係書類の整理及び保管)

第16条 補助事業者は、処遇改善臨時特例事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
賃金改善部分	国で定める補助基準額 ×年齢別平均利用児童数（見込み） ×事業実施月数	処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費	10 / 10
国家公務員給与改定対応部分	国で定める補助基準額 ×年齢別平均利用児童数（見込み） ×事業実施月数		

備考

- 「国で定める補助基準額」とは、国交付要綱別紙1（補助基準額）賃金改善部分の欄及び国家公務員給与改定対応部分の欄に定める額をいい、補助基準額の適用については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）の適用方法に準ずる。
- 基準額は、施設・事業所ごとに、賃金改善部分、国家公務員給与改定対応部分につきそれぞれ2基準額の欄に掲げる算式により算出された額の合計額とする。
- 令和3年度において、「年齢別平均利用児童数（見込み）」とは、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。この場合において、算出に当たっては、交付申請時の該当月までは実績値とし、交付申請時の翌月以降は推計値とする。ただし、推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。
- 事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分、令和4年4月からの国家公務員給与改定部分ごとの実施月数によ

る。

- 5 賃金改善部分に限り、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善に充てることができる。この場合において、第7条の交付申請においては同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（国実施要綱別紙様式1別添2）を、第11条の実績報告においては同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表（国実施要綱別紙様式2別添2）を提出しなければならない。

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町キャッシュレス決済ポイント還元事業
担当部署	都市整備部 産業課 商工係
補助対象、事業概要及び実績等	
<p>町内の中小店舗においてQRコードを用いたスマートフォン決済による買い物等をした際に、還元率30%のポイントを付与する以下のキャンペーンを実施しました。</p> <p>(1)期 間 令和3年12月1日～12月31日の1か月間(期間終了)</p> <p>(2)還元率 30%</p> <p>(3)付与上限 1決済あたり3,000円、期間中10,000円 【例1】5,000円の買い物をすると1,500円(還元率30%)を付与 【例2】20,000円の買い物をすると、還元率30%が付与上限3,000円を超えるため3,000円を付与</p> <p>(4)ポイント還元額 21,401,119円</p> <p>(5)対象店舗 140店舗 参加を希望する町内中小店舗(コンビニエンスストア、ドラッグストア、フランチャイズチェーン店は除く)</p> <p>(6)参加促進 キャッシュレス決済に対する理解を深め、不安を解消し、本事業への参加を動機付けるために、事業実施に合わせて店舗及び住民を対象としたスマートフォンやキャッシュレス決済に関するセミナーを実施しました。</p>	
補助の必要性(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	
<p>国は、キャッシュレス・ビジョンを策定し日本のキャッシュレス決済の方向性や方策を取りまとめるとともに、成長戦略フォローアップにおいて26.8%のキャッシュレス決済比率(2019年)を2025年6月までに4割程度とすることを目標としています。また、東京都は、東京都生活応援事業を実施し、デジタルの力を活用した地域経済の活性化に向けた取組を行う区市町村を支援するとしています。また、東京都は、東京都生活応援事業を実施し、デジタルの力を活用した地域経済の活性化に向けた取組を行う区市町村を支援するとしています。</p> <p>決済の迅速化・効率化及びコロナ禍における非接触化に有効であるキャッシュレス決済の普及促進にあたっては、店舗や消費者の理解、高齢者のデジタル・デバイドなどの課題があり、キャッシュレス決済移行への動機付けが必要です。</p> <p>このような状況において町のデジタル化促進に向けて、QRコードを用いたスマートフォン決済を活用したポイント還元事業を実施し、本事業を契機に店舗、住民ともに「キャッシュレス決済を“やってみよう”」につなげるため、事業を行いました。</p>	
補助割合(予算)	
【歳出】	
①6-1-2商工業振興費-12委託料-12その他委託料	
04キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料	33,037,000円
うちポイント還元分	30,000,000円
事務費分	3,037,000円
②6-1-2商工業振興費-11役務費-01通信運搬費	
(アンケート郵送代)	42,000円
【歳入】	
①東京都生活応援事業事業費補助金	22,500,000円
	(ポイント還元分の3/4)
②東京都生活応援事業事務費補助金	2,000,000円

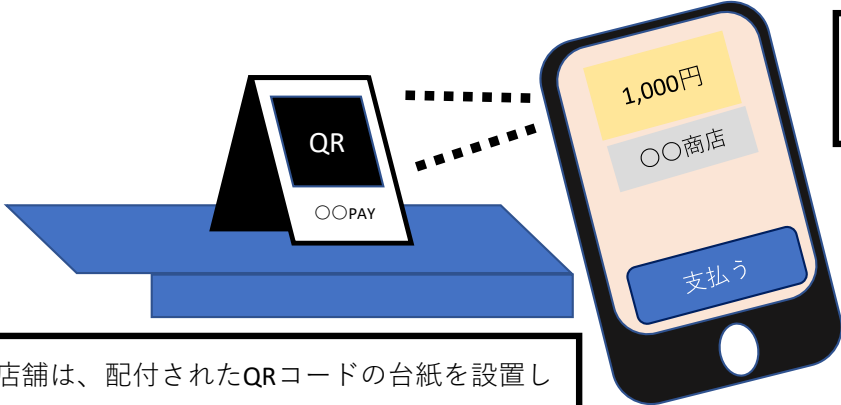
対象期間	2021年12月1日～2021年12月31日
PayPayボーナス付与総額	¥21,401,119
販売総額	¥71,337,063

カテゴリ名	サブカテゴリ名	ボーナス付与額
サービス	理容・美容	¥418,378
サービス	自動車整備・各種修理	¥354,609
サービス	その他	¥222,910
医療・保険・公共サービス	施術所(鍼灸院、治療院、接骨院・整骨院)	¥358,153
各種小売	食品スーパー	¥15,260,264
各種小売	花・植木・農耕具・ペット	¥574,389
各種小売	食品販売店	¥467,492
各種小売	製剤薬局	¥134,151
各種小売	リサイクル・中古品	¥99,895
各種小売	書籍・文具・楽器・スポーツ・自転車・おもちゃ・CD	¥89,062
各種小売	家電・家具・寝具・キッチン用品	¥21,765
各種小売	その他	¥1,811,994
飲食	飲食店・喫茶店	¥1,146,671
飲食	居酒屋・パブ・バー	¥441,386

21,401,119

キャッシュレス決済ポイント還元事業におけるQRコード決済の方法

1 店舗と消費者の必要な環境




消費者は、QRコード決済アプリをダウンロードしたスマートフォンが必要です。

店舗は、配付されたQRコードの台紙を設置します。

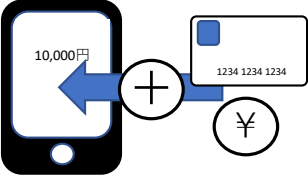
2 QRコード決済の方法

手順①



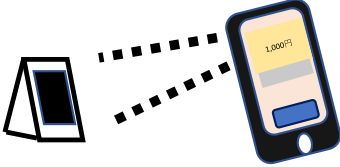
スマートフォンにQRコード決済アプリをダウンロードする。

手順②



銀行口座やコンビニのATM、クレジットカードから残高をチャージする。

手順③



店舗でQRコードを読み取り、金額を入力して支払い。

3 決済後の流れ

- ①消費者 後日、還元率30%のポイント（電子マネー）が付与されます。（付与上限1決済あたり3,000円、期間中10,000円）
- ②店舗 後日、決済事業者から指定した口座に、決済金額から決済手数料（3%前後）を引かれた代金が入金されます。